

令和4年1月18日

保護者の皆様へ

下鳥羽こども園
京都市

コロナ感染再拡大を受けた園の対応及び感染拡大防止対策の徹底依頼について

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、オミクロン株の感染力の高さが懸念される中で、実際に市内においても感染が急速に広まっている状況です。

つきましては、以下のとおり改めて周知させていただきますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

特に以下の「2」につきまして、園での感染拡大につながらないように、特にお願い致します。

記

1 休園にかかる基本的な考え方

運営する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休園を行います。

* 臨時休園について

- ・感染者の最終利用（出勤）日が、感染可能期間内（発症日（無症状の場合は検体採取日）の2日前以降）の場合、最終利用（出勤）日から10日間の臨時休所とします。（ただし、新たな感染者が判明した場合は、休園期間延長の可能性あり）
- ・臨時休園を行った後は、濃厚接触者の特定、接触者への検査結果等を踏まえ、濃厚接触者でない職員及び利用児童のみ運営が可能と判断される場合は、速やかに施設運営の一部又は全部を再開します。

2 感染拡大防止対策の徹底（依頼事項）

各御家庭においては、感染予防・感染拡大防止対策に十分留意していただいているところですが、改めて、以下の点について、御協力をお願いします。

- (1) 各御家庭においても、こまめな手洗い等、基本的な感染予防・感染拡大防止対策を引き続き徹底いただきますようお願いします。
- (2) オミクロン株につきましては、感染力の高い等の傾向が懸念されていることを踏まえ、お子様の体調について、少しでも登園に不安を感じられる場合は、当園に御連絡いただいたうえ、できる限り登園を控えてください。また発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合は、医療機関等にご相談ください。
- (3) また、御家庭の中で、濃厚接触者に指定された方がおられる場合やPCR検査の対象となった方がおられる場合については、速やかに園に連絡願います。

3 その他

- 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見等の人権侵害が生じないように、十分配慮しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いします。
- 感染者の発生やPCR検査の実施に伴い京都市から利用自粛を求めた場合を除き、自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。(なお、2(2)については、京都市からの「利用自粛を求めた場合」には含まれず返還の対象となりませんので、ご注意ください。)
- 新型コロナウイルスについては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。